

島田市告示第79号

島田市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者事業継続力強化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者事業継続力強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）その他の重大な感染症がまん延した場合、自然災害が発生した場合等における中小企業者の事業活動を継続する能力の強化を図るため、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画（以下これらを「計画」という。）に基づき、その対策又は取組に必要な備品、機器等の購入等を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（専ら農業又は林業を営む者を除く。）であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 事業継続力強化計画 法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画をいう。
- (3) 連携事業継続力強化計画 法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で現に1年以上継続して事業を営んでおり、かつ、今後も事業を営む意思があること。
- (2) 事業継続力強化計画を作成し、法第56条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けていること又は連携事業継続力強化計画を作成し、法第58条第3項の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。
- (3) 計画の内容に、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のリスクに対する対策又は取組が記載されていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、法第2条第15項に規定する事業継続力強化又は法第3条第2項第4号ロに規定する連携事業継続力

強化に要する経費であって、別表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める経費とする。

(補助額及び限度額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象経費について国、県等から補助金等の交付を受ける場合にあつては、補助対象経費の額から当該補助金等の額を控除した額とする。）の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1回とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 補助対象経費に係る見積書等の写し

(5) 事務所又は事業所の所在地及び現在行っている事業活動の内容が分かる書類

(6) 計画の写し及び当該計画について経済産業大臣の認定を受けていることが分かる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、補助金の交付を受けようとする年度の1月31日までとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が定める要件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする事と。

(2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事と。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求めがあつた場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。

(2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(3) 脱炭素社会の実現又はデジタルトランスフォーメーションの推進に資するものとして購入等をしたものについては、日常的に使用すること。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、第7条第1項各号に規定する変更をしよ

うとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第1号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日（脱炭素社会の実現又はデジタルトランスフォーメーションの推進に資するものとして購入等をしたものがある場合にあつては、60日）を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 事業を実施したことが分かる写真
- (5) 電気自動車を購入した場合にあつては、当該車検証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付確定の通知）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限の期間）

第13条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月15日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 補助対象経費 |
|-----|--------|
|-----|--------|

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 感染拡大の防止に係る経費 | マスク、消毒液、仕切り用のアクリル板、空気清浄機等の購入に要する経費、換気装置等の設置に要する経費、テレワーク環境等の整備に要する経費（パーソナルコンピュータ、タブレット端末等の購入に要する経費を除く。）等 |
| 2 脱炭素社会の実現に資する経費 | 蓄電池、電気自動車等（日常的に使用するものに限る。）の購入に要する経費 |
| 3 デジタルトランスフォーメーションの推進に資する経費 | 現在行っている事業活動にデジタル技術を取り入れ、業務の効率化、サービスの質の向上等を図る取組に係る設備、システム等（日常的に使用するものに限る。）の導入に要する経費（パーソナルコンピュータ、タブレット端末等の購入に要する経費を除く。） |
| 4 その他経費 | 1の項から3の項までに掲げる経費以外の経費で、市長が特に必要と認める経費 |

備考 この表の規定にかかわらず、リース料又はレンタル料は、補助対象経費としない。

様式第1号（第6条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 申請者の概要

| | | | |
|----------------|--|---------------|-------|
| ふりがな | | 法人設立日 | |
| 法人名 (屋号) | | (開業日) | 年 月 日 |
| 業 種 | | | |
| 資本金 (該当者のみ) | 円 | 従業員数 | 人 |
| 事業実施 責任者 | 職名 電話番号 | 氏名 メールアドレス | |
| 他の補助金等の併用 | <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 | | |

2 事業計画

| | |
|---------------|-------|
| 事業目的 | |
| 事業内容 | |
| 事業効果 | |
| 事業完了 予定年月日 | 年 月 日 |

3 購入等をするものの内訳

| | |
|----------------|--|
| 感染拡大の防止に係るもの | |
| 脱炭素社会の実現に資するもの | |
| D Xの推進に資するもの | |
| その他 | |

(注)

- 1 「他の補助金等の併用」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載してください。

様式第2号（第6条関係）

誓約書

新型コロナウイルス感染症対策中小企業者事業継続力強化事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

1 市内で現に1年以上継続して事業を営んでおり、今後も市内で事業を営む意思があります。

（該当者のみ）

2 脱炭素社会の実現又はデジタルトランスフォーメーションの推進に資するものとして購入等をしたものについては、日常的に使用します。

年 月 日

島田市長

住 所 〔法人にあっては、
その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名 〔法人にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

様式第3号（第10条関係）

事業実績書

| | |
|---|--|
| 事業内容 | |
| 事業効果 | |
| 事業完了 年 月 日 | 年 月 日 |
| 脱炭素社会の実現 又はDXの推進に 資するものとして 購入等をしたもの の使用状況（該当 する場合のみ） | （事業完了後、おおむね1か月間の使用状況について記入 してください。） |

（注） 必要に応じ、上記記載内容を説明する資料（報告書、写真等）を添付してください。